

令和元年度事業計画

昨年度は、長期登記未了土地の相続調査委託業務に関し、佐賀地方法務局による入札が実施されましたが、本年度も引き続き入札が行われることになっています。これまでも会報を通じて、会員一丸となつての相続登記促進へのご尽力ご協力を会員の皆様をお願いしてきたところですが、本年度も我々が取り組むべき重要な活動の1つです。

法務省では、平成30年6月の閣議決定（デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革、運用コストの3割削減、サービスデザイン思考に基づく業務改革）に沿って、登記関係システムについてもV30システムの更改に向けて見直しを行ったり、登記関係システムの10年後を見据えた次世代システムの検討のための調査研究を、今年度から来年度にかけて進めることとされています。

冒頭の長期登記未了土地の相続調査の関係で、法務局の職員は増員されることになっているようです。しかし、政府のIT戦略では経費削減が要請されていますので、結果として、新たに法務局の統廃合がなされるものと思われま

す。

V30システムと資格者代理人方式は、このようなIT戦略の方針の中では、法務局の統廃合のためにも一体化したシステムとして構築されたのでしようが、資格者代理人方式に関する情報は、今のところ全くない状況です。今後とも日本司法書士会連合会からの情報提供や九州ブロック司法書士会協議会や三ブロック司法書士会会長連絡協議会との意見交換をしっかりとやっていく必要があります。

今年度は、日司連の研修規則の改正により研修の義務が明確化されました。年間12単位以上の単位取得が必要であり、連合会、ブロック会、司法書士会が実施する研修を甲類として、12単位のうち8単位以上は甲類によらなければなりません。また8単位のうち2単位以上は、司法書士倫理に関する研修でなければなりません。司法書士会が単位付与の対象とすることを認定した研修

を乙類とされております。支部研修は司法書士会の研修となりますので、研修の義務化に対応するために支部研修にもしっかりと取り組む必要があります。

成年後見利用促進法による県、市町村、家庭裁判所の取組みも動き出しており、高齢化社会における成年後見問題に対応すべく、中核機関の設置を鋭意進めてあります。佐賀県司法書士会もリーガルサポート佐賀支部や佐賀県弁護士会及び佐賀県社会福祉士会と協働して中核機関の設置と運用支援に対応すべく、意見交換をはかります。

国はデジタル手続法を制定して、行政手続の電子化をより一層進めていくようです。経済界の強い要請を受けて、会社設立登記の簡便化へ動いています。また、民間事業者によるWEBサイトを通じた商業登記支援事業など、司法書士制度の将来が不安視される状況が起きています。

佐賀県司法書士会の今年度事業は、これまでと大きく変わることはありませんが、司法書士一人一人が司法書士業務の将来を見据えて時代の変化を意識した対応を、一丸となって取り組むように情報の提供や研修の充実をはかり、市民への相続登記の促進と司法書士業務への啓蒙活動を進めて参ります。

1. 相続登記の促進活動

- ①市民向け研修会における啓蒙活動
- ②県、市・町主催の研修会への講師派遣と啓蒙活動
- ③法定相続情報証明制度への利用促進

2. 空家・所有者不明土地問題への対応

- ①市町の空家対策協議会の参加継続と委員となった司法書士による定期的な情報交換会の開催
- ②佐賀県空家対策意見交換会への参加継続
- ③所有者調査業務の委託促進

3. 法務局との協議会の継続的開催と法務局主催の相続相談会への協力支援

4. 成年後見利用促進法による中核機関設置への協力支援

5. 出前講座における司法書士業務の周知並びに啓蒙活動

6. 支部研修の促進（倫理研修実施を含む）

7. 苦情・綱紀問題への対応

総務部

1. 会員の品位保持のための連絡・指導及び苦情申出・懲戒申立等に対する適切な対応
 - (1) 会員の品位保持のための司法書士法、同施行規則、会則及び司法書士倫理の遵守に関する連絡・指導
 - (2) 執務姿勢、広告等の適正化に向けての連絡・指導
 - (3) 苦情申出に対する適切な処理及び紛議調停に対する対応
 - (4) 懲戒処分申立及び全件委嘱制度に対する迅速かつ適切な対応
 - (5) 綱紀案件に対する調査方法の検討

2. 会員の執務に関する連絡・指導
 - (1) 法改正(「使命」「懲戒」「司法書士法人」に関する規定及び「資格者代理人方式」を含む。)への対応
 - (2) 法務省が実施する長期相続登記等未了土地解消作業に対する対応
 - (3) 隣接専門職との業際問題に関する指導
 - (4) 執務関係資料の送付
 - (5) 本人確認記録の作成・保存に関する連絡・指導
 - (6) 職務上請求書の使用・管理に関する連絡・指導
 - (7) 司法書士法、同施行規則、会則及び司法書士倫理に関する研修
 - (8) 会員の補助者への指導監督義務の履行指導
 - (9) 執務環境、業務改善に関する連絡・指導
 - (10) 依頼者に対する業務に関する説明・報告義務の指導強化

3. 会則、諸規則、諸規程の改正、整備及び検討

4. 会員の登録(入会・退会・変更)に関する事務手続の実施

5. 非司行為に関する情報収集及び調査
 - (1) 非司法書士排除委員会による「非司情報提供制度」の広報及び運用
 - (2) 司法書士法施行規則第41条の2の規定による法務局調査委嘱に対する対応

6. 公益的活動(プロボノ活動)の促進

7. 関連諸団体との連携及び関係強化

- (1) 佐賀地方法務局
- (2) 佐賀簡易(家庭)裁判所
- (3) 佐賀県専門士業団体連絡協議会
- (4) 佐賀県社会福祉士会
- (5) 法テラス佐賀
- (6) 佐賀県消費生活センター
- (7) 各商工会議所、商工会
- (8) 各地域包括支援センター
- (9) 各社会福祉協議会

8. 本会と関連団体、各支部との連携及び協議会の実施

- (1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート佐賀支部
- (2) 佐賀県司法書士政治連盟
- (3) 佐賀県青年司法書士連絡協議会
- (4) 佐賀県司法書士会各支部

9. 福利厚生事業

- (1) 司法書士業務損害賠償任意保険の加入促進
- (2) 司法書士国民年金基金の加入促進

10. 事務処理及び会議の合理化

- (1) 本会事務局の事務処理の効率化、共有化、IT化の推進
- (2) 各種会議の合理化、効率化

11. 情報公開

- (1) 「情報公開に関する規則」に基づく本会ホームページによる告知
- (2) 懲戒処分・注意勧告事案等に対する会長声明

相談事業部

1. 日本司法支援センター佐賀地方事務所（法テラス佐賀）との連携

(1) 役員・委員等の派遣

副所長	1人
民事法律扶助審査委員会 副審査委員長	1人
民事法律扶助審査委員会 審査委員	2人
窓口対応専門職員	1人

(2) 執行部会（年12回）

(3) 民事法律扶助（法律相談援助・代理援助・書類作成援助）申込の推進

2. 佐賀県司法書士会総合相談センター

(1) 電話無料法律相談 毎週月曜・木曜 18時～20時 各会員事務所

(2) 面談有料法律相談 毎週水曜 14時～18時 司法書士会館

(3) 運営委員会の開催（年3回）

目 的 各種相談会の企画及び実施
相談事業の広報に関する協議 など

3. 佐賀県司法書士会調停センター（ADRセンター）

(1) 調停の実施

(2) 手続実施者向け・一般会員向け研修会の開催、会員派遣

(3) ADR委員会の開催（年3回）

目 的 調停センターの運営に必要な事項に関する協議
研修会の企画・実施並びに広報の検討 など

(4) 九州ブロック調停センター担当者会議等への参加

4. 司法過疎対策

(1) 九州ブロック司法過疎対策委員会への出席

(2) 「九州地区開業支援フォーラム」への参加及び県内での開業PR・支援

5. 各種相談事業の実施

(1) 県立図書館「無料法律相談」

日 時 毎月第1・3水曜日 18時～20時
場 所 県立図書館

(2) 県下一斉無料法律相談会—佐賀地方法務局共催

実施時期 令和2年2月予定

会 場 佐賀県内7か所及び司法書士会館

方 法 面談相談及び電話相談

(3) 日司連・九州ブロック広報に呼応した無料相談会の実施

司法書士の日無料法律相談会、労働トラブル110番など

(4) 「全国一斉！法務局休日相談所」「一日合同行政相談所」等、他機関の要請に基づ

く相談員派遣や相談会の開催

6. 支部主催相談事業の相談員手当助成

佐賀市、唐津市、鳥栖商工会議所（行政側が予算措置していないもの）

企画部

1 消費者教育講座・出前講座、相続、中学生への法教育等に関する講座の実施

- 日 時 依頼に応じて随時実施
対 象 中学校、高校、商工会議所、消費者団体、公民館、婦人会、
老人クラブ
講 師 企画委員会及び消費者問題委員会委員
講義内容 契約、クレジット、悪徳商法、多重債務、相続、遺言
成年後見等
目 的 消費者教育・相続等及び司法書士制度の啓蒙・啓発

2 各種委員会の実施

(1) 企画委員会・消費者問題委員会

- 開 催 年4回
目 的 企画部所管の事業の企画及び実施
消費者問題に関する調査研究及び研修講師の派遣
V30 システム導入について会員へ情報の提供

(2) 登記業務研究委員会

- 開 催 年2回以上
目 的 登記業務に関する調査研究及び研修講師の派遣
「登記・供託事務連絡会」への協議事項の提出

3 「司法書士の日」記念事業の企画・運営

- 日 時 令和元年8月3日前後
場 所 佐賀市以外での実施を検討
目 的 司法書士制度の周知

4 親睦会の開催

- 日 時 令和元年9月または10月を予定
対 象 司法書士会会員及び補助者

5 相続登記の相談会開催

- 日 時 令和元年8月15日前後
内 容 電話による相談

6 経済的困窮者の救済支援事業

相談または書類作成支援 1回につき3,000円
管轄所管庁への同行支援 1回につき5,000円

7 各種団体との連携協力

佐賀消費者フォーラム
佐賀県多重債務者対策会議
佐賀県消費生活の安全安心対策会議

8 裁判所との協議会開催

場 所 佐賀簡易・地方裁判所・家庭裁判所
目 的 裁判所との意見交換

9 法務局との協議会開催

場 所 佐賀地方法務局
目 的 法務局との意見交換

10 オンライン申請、V30 システム導入について

令和元年から始まるV30システムによる新たな申請方式について、会員へ情報提供及び周知を図るため法務局との意見交換を行い、会員に向けて資料の提供及び研修講師の派遣を行う。

11 空家問題対策

各市町の司法書士空家対策委員間の意見交換を行うなどの支援をする。
各市町と緊密な業務提携を行うなどして支援する。

研修部 事業計画

1 本会研修会の開催

(1) 各回3～5単位で年6回程度

(2) 研修内容

現時点で民法改正や資格者代理人方式に関する研修を予定しているほか、日司連の講師派遣事業等の情報を得ながら、司法書士を取り巻く社会情勢に応じてテーマを選定する。

2 年次制研修の実施

3 支部研修会開催の支援

4 補助者研修会の開催

年1回3時間程度行う。司法書士補助者としての心得及び実務に役立つ研修内容とする。

5 日司連が行う同時配信による研修会の開催

日司連が行う同時配信による研修会について講義内容・日程等を適宜判断し、必要に応じて開催する。

6 諸研修会への受講者派遣

当会での伝達研修の実施可能性がある研修会に、受講者を派遣する。

7 研修委員会の開催 4回程度

広報部

1、対外広報

(1) 各種事業における広報の実施

県・市町広報誌、新聞、ニュースリリース等を利用し、各種事業の開催告知及び事業の取材を働きかけて、一般市民に周知する。

県下一斉無料法律相談会の相談件数について、今年度は例年より大幅な減少となったため、広報媒体の見直しを図る。

(2) 当会ホームページの充実

当会ホームページに各種資料・事業のお知らせを追加・更新を適宜行い、内容を充実させホームページ閲覧の増加を図る。

2. 対内広報

(1) 会報発行 夏号と冬号の年2回

登記講座や趣味のコーナー等、いろいろや分野について内外に情報発信を行い、司法書士及び当会の活動の周知を図る。